

## 戦没者遺骨収集ボランティア補助金交付要綱

平成 26 年 4 月 1 日制定

### (目的)

第 1 条 知事は、沖縄県における戦没者遺骨収集の加速化を図ることを目的として、戦没者遺骨の収集を行う者に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和 47 年沖縄県規則第 102 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、補助事業者等とは沖縄県内において戦没者遺骨の収集活動を行う民間団体、ボランティア個人又はその団体のことをいう。

2 この要綱において戦没者遺骨とは、山野の開発等で散発的に発見される戦没者遺骨（重機等を用いた大規模収容を除く）をいう。

3 この要綱において、戦没者遺骨収集情報センター（以下、「センター」という。）とは、公益財団法人沖縄県平和祈念財団（以下、「財団」という。）が、遺骨収集情報の一元化事業及び民間団体等の支援事業を実施する拠点として設置する組織をいう。

### (補助金の額等)

第 3 条 知事は、補助事業者等が実施する戦没者遺骨収集活動（重機等を用いた大規模収容を除く。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 補助金の対象は別表のとおりとする。ただし、各補助事業者等に対する助成金上限額等については、毎年度の予算状況に基づき知事が別に定める。

(補助事業者の義務)

第4条 補助金の交付を受ける補助事業者等は、次の各号に定める事項を行わなければならない。

- (1) 活動にあたっては、補助事業者等、関係者及び周辺土地利用者の安全性を確保するために、必要な措置を講じること。
- (2) 戦没者遺骨収集活動を行う土地の所有者、管理者並びに地域関係者等から、その活動を行うことについて、事前に承諾書(第0号様式)にて了解を得ること。
- (3) 人間の遺骨を発見した場合は、所管する警察署に通報のうえ、事件性の有無を確認するとともに、市町村教育委員会に連絡して文化財としての取り扱う必要性の有無を確認すること。
- (4) 戦没者遺骨であると推定される遺留品等がある場合、DNA鑑定による身元確認を行う可能性を踏まえて、遺骨の収容場所、配置状況等を記録すること。
- (5) 収容した遺骨は、前号に規定する記録資料とともに、すみやかにセンターに引き渡すこと。また、土地の所有者、管理者並びに地域関係者等から遺骨収集実施後に確認書(第0-1号様式)にて了解を得ること。

(補助金の交付申請)

第5条 支援を希望する補助事業者等は、知事が定める日までに、戦没者遺骨収集活動補助金申請書(第1号様式)(以下、「補助金申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金申請書を受けたときは、その内容の審査を行い、その内容が適正であると認めたときは、補助金の交付を決定するとともに補助事業者等にその旨を通知するものとする。

(補助金の変更承認)

第7条 補助事業者等は、補助金申請書の内容を変更する場合には、あらかじめ戦没者

遺骨収集活動変更承認申請書（第 2 号様式）により知事の承認を受けなければならない。ただし、事業内容の同一性を失わない軽微な変更をする場合はこの限りではない。

（補助事業の中止又は廃止）

第 8 条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止をする場合は、あらかじめ戦没者遺骨収集活動中止（廃止）承認申請書（第 3 号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。

（事故の報告）

第 9 条 補助事業者等は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに戦没者遺骨収集活動事故報告書（第 4 号様式）により知事報告を行い、その指示を受けること。

（申請の取り下げ）

第 10 条 補助事業者等は、補助金申請書を取り下げる場合は、補助金の交付決定通知を受けた日から起算して 30 日以内に、戦没者遺骨収集活動補助金交付申請取下書（第 5 号様式）を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第 11 条 補助事業者等は、知事から報告を求められたときは、戦没者遺骨収集活動補助金事業遂行状況報告書（第 6 号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第 12 条 補助事業者等は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止を受けた日から起算して 3 週間以内又は事業実施年度の 3 月 15 日の早い日までに、規則第 12 条の規定に基づき、領収書等を添えて戦没者遺骨収集活動実績報告書（第 7 号様式）を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第 13 条 知事は、前条の報告を受けたときは、報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第 7 条及び第 8 条に基づく承認をした場合には、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認められる場合、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者等に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 14 条 補助事業者等は、補助金の交付を受けようとするときは、戦没者遺骨収集活動補助金交付請求書（第 8 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 この補助金は、第 13 条に定める額の確定を行って後に前項に定める請求書を提出することができる。

(書類の提出方法)

第 15 条 補助事業者等は、第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条及び前条に定める書類を、センターを経由して知事に提出することができる。

(補助金の経理)

第 16 条 補助事業者等は、補助事業に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし関係証拠書類とともに補助事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(庶務)

第 17 条 補助金交付の決定及び補助金交付の額の確定等にかかる手続きについては、沖縄県子ども生活福祉部保護・援護課において処理する。

2 補助金の対象となる活動の現地調査等については、センターにおいて処理する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 11 月 13 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。